

後発医薬品（ジェネリック医薬品） の使用促進および 安定供給に向けた取り組みについて

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減・医療保険財政の改善・医薬品の安定供給に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を推奨しております。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、
先発医薬品と同じ有効成分・同じ効能効果をもつ
医薬品のこと。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直し等、適切な対応が出来る体制を整備しております。

現在、一部の医薬品について全国的に十分な供給が難しい状況が続いており、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。予めご了承ください。

なお、変更となる場合は、十分に説明をさせていただきます。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。